

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 強化指定選手等行動規範

(目的)

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「当協会」）は、強化指定選手及び日本代表選手等（以下「強化指定選手等」）が、当協会を代表する選手として、デフリンピックや世界選手権大会等で活躍を目指すアスリートとしての自覚と責任を持って行動し、ひいてはろうあ者卓球の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規程を制定する。

(規範の遵守と内容)

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手等は、それぞれ指定された活動及び行事（当協会主催大会、合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくはコーチ等が、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
2. 強化指定選手等は、監督もしくはコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守すること。
3. 当協会及び一財）全日本ろうあ連盟スポーツ委員会からの要請があったときには、指定の衣服等を着用すること。
4. 違法行為または強化指定選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。特に、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（例：フェイスブック、ライン、ツイッターなど）による発信には十分、注意すること。
5. 意図的な身体装飾（茶髪、ピアス、刺青（タトゥー）、華美なネイルアート等）は禁止する。
6. 強化指定選手等としての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙は禁止する。また、飲酒についても合宿及び大会期間中は禁止とする。
7. 合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行うこと。
8. 強化指定選手等は、アンチドーピング手続きを含むメディカルチェックをはじめ、大会や強化合宿等への参加規則及び登録などの知識及び事務手続の理解に努め、提出期限を厳守しなければならない。
9. その他、監督もしくはコーチ等から指示された事項を遵守すること。

(違反選手に対する処分)

1. 強化指定選手等が前記の行動規範や別に定める留意事項に違反した場合は、別途公開されている当協会処分規程が定める手続きに従う。
2. 監督もしくはコーチ等の報告に基づき、当協会理事会は必要に応じて、次の処分を行うことができる。
 - 1) 強化指定選手等の活動・行動に参加することを停止し、自宅にて謹慎させること。
 - 2) 強化指定選手等から除外すること。
 - 3) その他、違反の程度に従った処分。

(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、平成29年4月1日より施行する。